

令和6年度の健康保険組合に対する実地指導監査については、「令和6年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」(令和6年3月11日付厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき、前回監査から相当期間が経過している組合を対象として実施し、以下のとおり、改善を必要とする事項が見られました。

令和6年度 健康保険組合実地指導監査結果(主な指摘事項)

区 分	指 摘 事 項
事業運営に係る全般的な事項	健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、保健事業の実施計画(データヘルス計画)を公表すること。
組合会及び理事会に関する事項	選挙区における議員一人当たりの被保険者数の格差について、是正が必要か定期的に確認すること。
	監事が実施する監査について、選定監事及び互選監事の2名体制で行うよう改めること。
事務処理に関する事項	個人情報の廃棄業務について、組合として契約を締結せずに委託している例が認められたため、取扱いを改めること。また、母体事業所が所有する倉庫の使用について、覚書等により明確にすること。
	個人情報及び特定個人情報に関する処理に係る外部委託の契約について、個人情報保護管理規程第14条(外部委託)各号に定められた事項を契約書上において確認し締結すること。
	組合規約第50条(準備金以外の積立金の保有方法)において、健康保険組合事業運営基準に適合しない保有方法(健康保険法第150条の規定による施設である土地及び建物)が定められているので改めること。
	健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム及びレセプトオンライン請求システムに係る安全対策規程第2条(組織・体制)に規定された取り扱いとなっていないのでその体制を整えること。
	USBメモリの利用を終了する際、利用者は保存したデータを削除し、管理者へ返却すること。
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、個人データを取り扱う情報システム(社会保険手続に係る電子申請システム及びレセプトオンライン請求システム)の安全管理措置に関する規程を整備すること。なお、その規程に基づく組織の体制を整えること。
	個人情報保護に係る研修、教育については、実施時期、場所、対象者及び内容を記録し保存すること。
保健事業に関する事項	健康保険組合事業運営指針に基づき、健康管理委員に対して資質の向上を図るための定期的な研修、教育の機会を設けること。
	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被扶養者に対する特定保健指導を行うこと。
	特定健康診査等実施計画に基づき、同計画を公表すること。
医療費適正化対策に関する事項	医療費通知を世帯ごとにまとめて行う場合において、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」における「黙示による包括的な同意」が得られていないので改善すること。 なお、医療費通知が掲載されるポータルサイトの登録率の向上が図られるよう継続的な取り組みを計られたい。
	医療費通知の作成に係る業務委託契約において、当該委託業務実施上必要なデータが記録された記録媒体、資料等の貸与に係る条項と実態が合致していないので改めること。
	柔道整復療養費に係る外部委託については、平成24年3月12日付厚生労働省保険局医療課長他3課長通知「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」に基づき適切に取り扱うようされているところ、外部委託することはできないとされる保険者が有する権能について、起案・決裁により貴健康保険組合の判断を明らかにすること。
	柔道整復療養費に係る外部委託契約における受託者側の個人情報取扱責任者に係る通知を履行させること。
適用に関する事項	被扶養者の認定に係る通知書が発出されていないので改めること。 なお、その通知書には健康保険法第189条第1項の審査請求ができる旨の教示文を記載すること。
	資格取得に係る処分の決定通知書に記載された健康保険法第189条第1項の審査請求及び再審査請求ができる旨の教示文のうち、再審査請求期間について、社会保険審査官及び社会保険審査会法第32条第1項の規定に基づき改めること。
	不利益処分となる届出書について、返戻により完結させることなく処分決定を行うこと。
	届出書の提出があったときは、届出の形式上の要件に適合した届出書に限らず、適合しない届出書についても受付を行った上で受付簿に記載し、その補正の経過など、的確に進捗を管理すること。
	被保険者資格喪失届について、事実発生後に受付を行うこと。
	被保険者証の受払いがあった時は、その都度、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にすること。

区 分	指 摘 事 項
保険給付に関する事項	現金給付に係る支給決定通知書が通知されていないので改めること。 なお、その通知書には健康保険法第189条第1項の審査請求ができる旨の教示文を記載すること。
	不利益処分となる申請書について、返戻により完結させることなく処分決定を行うこと。
	申請書の提出があったときは、申請の形式上の要件に適合した申請書に限らず、適合しない申請書についても受付を行った上で受付簿に記載し、その補正の経過など、的確に進捗を管理すること。
経理事務に関する事項	現金出納簿と預貯金の突合確認について、常務理事が残高証明書等の原本による突合確認を行うこと。
	任意積立金(外国債券)について、健康保険組合事業運営基準に基づいた保有形態に改めること。
	適用事業所の保険料の調定決議は、法令等で定められた届出期限経過後に行うこと。
	繰越金は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰越をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
	会計事務取扱規程について、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき整備すること。
	出納員の任命については、出納事務を行う職員に対して行うこと。